

令和5年第2回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和5年2月9日(木) 午後3時00分から午後3時40分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員(7名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜

4 欠席委員 7番 朝倉 友子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(6名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉 岩田 公夫 湯浅 光修

齊藤 博之

---

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和5年第2回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中7名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、1番増田榮委員、2番鈴木憲司委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

---

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1と整理番号2については、関連する案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号1と整理番号2について、一括してご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在は、生板鍋子新田字出洲、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は653㎡です。

次に整理番号2 農地の所在は、生板鍋子新田字出洲、地目は登記簿・現況共に田、面積は552㎡他2筆で、合計2,207㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

この2件の申請は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は2人、申請事由は、整理番号1は、譲渡人が離農により農地を

処分する。整理番号2は、高齢による規模縮小です。譲受人の申請事由は、整理番号1と2共に経営規模の拡大です。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ  
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は水田と畑が点在している地域になり、譲受人は許可後、水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われ  
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番（鈴木憲司）

現地を確認したところ稲を刈りとったままで、耕耘はされておりましたが、特に問題はないと思われ  
ます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の齊藤さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（齊藤博之）

現地を見てきました。特に問題はありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1と整理番号2については、関連する案件ですので、一括して採決を行いたいと思  
いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1と整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1と整理番号2については、許可することに決定しました。

---

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてと、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、関連しているので一括議題として、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ議案第2号及び5ページ議案第3号についてご説明させていただきます。

議案第2号は、日本食研アセット株式会社が惣菜加工製造及び流通業務施設を建設する計画で、令和元年12月3日に転用許可を受けましたが、コロナ禍による業績の落ち込みの影響を受け、資金計画の見直しが余儀なくされたことから、令和5年12月31日までの工事期間を令和11年12月31日まで工事期間を変更するものです。

また、これと併せて、5ページの議案第3号では、東日本高速道路株式会社が、当該土地に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）神崎ICから大栄JCT間の4車線化工事のための舗装用アスファルトプラントを建設するために、令和5年10月1日から令和7年8月31日まで農地の一時転用を伴う賃貸借権の設定を目的とした農地法第5条の許可申請をしたものでございます。

この2件は、最初に転用許可を受けた者から、その土地を借り受けて一時転用する場合は、その土地についての転用許可も同時に受けなければならない規定から、議案第2号及び議案第3号の申請に至ったものです。

場所等については、6ページ及び7ページをご覧ください。

農地の所在は、矢口字中流、地目は登記簿・現況共に畑、面積は22,773㎡です。

議案第2号の譲渡人と譲受人が、議案第3号では貸付人と借受人になりまして、記載のとおりでございます。

申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農業振興地域内の農用地区域外になり、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内の農地にあることから、第1種農地に該当すると判断いたしました。

第1種農地については、原則転用許可をすることができませんが、不許可の例外規定に該当すれば許可できることとなります。

今回の場合、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合に該当すると考えられることから、許可を受けることが可能であると判断したものでございます。

それでは、農地法第5条第2項各号の一般基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、同項第3号の申請目的実現の確実性ですが、申請書に添付されている資金計画書、残高証明書等から問題ないと思われま

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、隣接地に農地は無く、周囲に柵板等を設置して、隣地への土砂や砂塵等の流出防止に努めるとともに、プラント稼働等に伴う有害物質、濁水、汚水等の発生は無く、雨水排水については、素掘り側溝から沈砂池へ集水し、油水分離マスを経由して既存の水路に排出する計画になっており、周辺農地への支障はないと思われま

次に、同項第5号については、一時転用で所有権移転ではないので該当いたしません。

次に、同項第6号については、一時転用の許可期間が3年を超えていないので該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

なお、日本食研アセット株式会社の拡張工事につきましては、プラント撤退後の令和7年末から令和11年にかけて、工事を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番（鈴木憲司）

申請地は、矢口工業団地の隣接地になります。現状は、草刈りが実施されており適正に管理されている状況でした。

また、申請地は、道路で分断されており隣接地に農地は無く、問題ないと思われま

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩田さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（岩田公夫）

特にありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。採決は、分割して行

います。

まず、議案第2号 整理番号1を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(宮本敏郎)

挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、承認することに決定しました。

○議長(宮本敏郎)

次に、議案第3号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(宮本敏郎)

挙手全員、よって、議案第3号 整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長(宮本敏郎)

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号2までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、8ページ 議案第4号 整理番号1から整理番号2までについて、一括してご説明させていただきます。

場所につきまして、9ページ及び10ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字下林下、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,951㎡他3筆で、合計4,906㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,529㎡の内1,208㎡他5筆で、合計10,595㎡です。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、令和5年2月20日から令和15年2月19日までの10年間になります。

本件と次の議案第5号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。

本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により2名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号 整理番号1と整理番号2について、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第4号 整理番号1と整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第4号 整理番号1と整理番号2については、原案のとおり決定しました。

---

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号2までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、11ページ、議案第5号 整理番号1から整理番号2までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第4号 整理番号1から整理番号2と同じになりまして、9ページ及び10ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字下林下、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,951㎡他3筆で、合計4,906㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,529㎡の内1,208㎡他5筆で、合計10,595㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵相当額又は1.5俵になり、期間は令和5年2月20日から令和15年2月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この2件の借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号 整理番号1から整理番号2までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第5号 整理番号1から整理番号2までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第5号 整理番号1から整理番号2までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案5号 整理番号3を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、13ページから14ページ、議案第5号 整理番号3について、ご説明いたします。

場所については、16ページから19ページまでをご覧ください。

整理番号3 農地の所在が請方字下三文字、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は2,363㎡他41筆で、合計78,890㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は、1俵相当額又は1.5俵若しくは1俵になり、期間は令和5年2月20日からとなり、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるので、まちまちとなっております。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。

借受人は、認定農業者になり、問題ないと思われれます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号 整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第5号 整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第5号 整理番号4を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、この案件については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（長谷川委員退席）

○事務局長（湯浅実）

それでは、14ページ、議案第5号 整理番号4について、ご説明いたします。

場所については、20ページをご覧ください。

整理番号4 農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,021㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は、1.5俵になり、期間は令和5年2月20日からとなり、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となっております。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。

借受人は、認定農業者になり、問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号 整理番号4について、町に対し意見なしと回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第5号 整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

（長谷川委員着席）

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第5号 整理番号5から整理番号6までについてを議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、15ページ、議案第5号 整理番号5から整理番号6までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、20ページから23ページをご覧ください。

整理番号5 農地の所在が布太字下羽生、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,725㎡他20筆で、合計24,247.39㎡です。

次に、整理番号6 農地の所在が三和字飛地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は112㎡他7筆で、合計12,245㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は、1.5俵又は1俵になり、期間は令和5年2月20日からとなり、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。

この2件の借受人については、地域の担い手農家と認定農業者になり、問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号 整理番号5から整理番号6までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第5号 整理番号5から整理番号6までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第5号 整理番号5から整理番号6までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

---

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、24ページ、報告第1号 整理番号1から整理番号3までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号1については、16ページから19ページをご覧ください。

整理番号2については、20ページから21ページをご覧ください。

整理番号3については、22ページから23ページをご覧ください。

それでは整理番号1 農地の所在が請方字下三文字、現況地目が田、面積は2,363㎡他41筆で、合計78,890㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が布太字下羽生、現況地目が田、農振農用地で面積は1,725㎡他21筆で、合計26,268.39㎡です。

最後に整理番号3 農地の所在が三和字飛地、現況地目が田、農振農用地で面積は112㎡他7筆で、合計12,245㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第2回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後 3 時 4 0 分閉会